（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七　（略）

一～五　（略）

六　事業所の管理者及びサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四　（略）

2～4　（略）

（就労定着支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十八の二　法第三十六条第一項の規定に基づき就労定着支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　事業所の名称及び所在地

二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五　指定を受けようとする事業者が提供する指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地

六　事業所の平面図

七　利用者の推定数

八　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九　運営規程

十　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二　当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四　誓約書

十五　役員の氏名、生年月日及び住所

十六　その他指定に関し必要と認める事項

2　法第四十一条第一項の規定に基づき就労定着支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七　（略）

一～五　（略）

六　事業所の管理者及びサービス提供責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。）第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～十四　（略）

2～4　（略）

（新設）